

汚水排除量認定業務特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、松江市上下水道局（以下「発注者」という。）が委託業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の第31条の汚水排除量認定業務の概要について、特に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 官物メーター 管理者が水道水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。
- (2) 私物メーター 使用者が水道水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。
- (3) 官物地下水メーター 管理者が水道水以外の水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。
- (4) 私物地下水メーター 使用者が水道水以外の水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。
- (5) 加量メーター 水道水以外の水を使用する場合、汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。
- (6) 減量メーター 水道水及び水道水以外の水を使用する水の量が、下水道に排除した汚水排除量と著しく異なる場合、下水道に排除しない水量を計測するために設置した計測器具をいう。

(水道水を使用する場合の手続き)

第3条 水道水を排除する場合については、次のとおりとする。

- (1) 水道水を使用した場合の汚水排除量は、水道水の使用水量とする。
- (2) 使用者から松江市下水道使用料条例5条第2項第4号の規定に基づき、汚水排除量申告書（様式第1号）を提出させること。

(水道水以外の水を使用する場合の手続き等の処理)

第4条 水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除する場合や、水道水以外の水のみを使用するための排水設備に変更があった場合などについては、次のとおりとする。

- (1) 使用者から松江市下水道使用料条例第7条及び松江市下水道使用料条例施行規程第6条の規定に基づき、下水道使用態様変更届（様式第2号）を提出させること。
- (2) 松江市下水道使用料条例施行規程第3条に規定する基準水量により認定する場合は、その基準水量に基づき下水道使用水量を算定すること。
- (3) 使用者から下水道使用態様変更届の届出があった場合は、発注者に報告し、承認を受けた後、使用者に対して汚水排除量の認定について算定し通知を行なうこと。
- (4) 一般家庭で、基準水量に基づき認定している場合は、年1回、使用人数及び排水設備の接続状況等に変更がないか文書により使用状況の調査を行う。なお、回答がない場合には、電話で確認を行い、必要に応じて現地確認を行う。

(水道水以外の水を使用する場合(一般家庭)の認定方法の説明)

第5条 一般家庭については、原則、基準水量による認定とする。ただし、使用者が計量法に定めるメーターを設置し、そのメーターにより計測した水量を汚水排除量として認定することを希望する場合は、使用者に対し、次の各項目を説明・確認を行い、承諾を得ること。

- (1) 使用者負担で計量法に定めるメーターを設置すること。
- (2) 当該メーターを検定有効期間内に更新すること。

- (3) 使用者は、定例検針月にメーターにより計測した水量を発注者に報告すること。ただし、斐川宍道水道企業団区域（宍道町）を除く。
- (4) 使用者が希望する認定方法を確認するため、「地下水等の汚水排除量認定方法に関する確認書」に必要事項を使用者に記載してもらい提出すること。
(水道水及び水道水以外の水を計測するメーター検針業務等)

第 6 条 水道水以外の水を排除する場合に、汚水排除量用の加量メーターが設置してある場合又は、減量メーターが設置されている場合について、その当該メーターの検針業務等については、次のとおりとする。

- (1) 加量メーターが設置されている場合については、そのメーターを検針すること。
- (2) 発注者が設置する官物メーターと併用し設置されている場合については、加量メーターの使用水量と官物メーターの使用水量を合計した水量を基に下水道使用料を算定すること。
- (3) 減量メーターが設置されている場合は、原則、使用者がメーターを計測し水量を報告(汚水排除量申告書)することとしているが、報告がない場合は、電話等で聞き取りを行う。また、連絡が取れない場合は、年 1 回程度は、現地にて検針を行うこと。
- (4) 使用者から、メーターの指針が分かる写真を年 1 回提出するよう依頼する。その写真と報告された指針を比較し乖離していないか確認すること。写真を提出されない場合は、受注者がメーター設置場所に出向き、メーターの確認を行うこと。
- (5) メーターの指針が報告書と乖離しているなどの問題が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

(汚水排除量の減量認定)

第 7 条 営業等に伴い使用する水量が、その営業等に伴い下水道に排除した汚水排除量と著しく異なる場合など、使用者が減量メーターを設置する場合については、次のとおりとする。

- (1) 新規で減量メーターを設置する場合は、汚水排除量の認定に関する取扱要綱第 7 条の規定に基づき使用者から提出される汚水排除量減量認定（継続・変更）申請書（様式第 1 号）及び減量メーター設置完了報告書(様式第 3 号)について、発注者による決定通知後、記載内容を確認し、上下水道料金システムに入力すること。
- (2) 減量認定の承認期間は汚水排除量の認定に関する取扱要綱*¹により 2 年間と定められているため、継続される場合又は排水設備の排除部分等に変更が生じた場合には、汚水排除量減量認定（継続・変更）申請書（様式第 1 号）の記載内容を確認し、上下水道料金システムに入力すること。

*1「汚水排除量の認定に関する取扱要綱」については、別紙資料のとおり。

(汚水排除量の認定等に関する運用細則を適用した場合の確認)

第 8 条 一般家庭において使用する用途（手洗・洗面所、台所、水洗便所、風呂、洗濯）の一部が未接続（下水道に接続していない排水設備がある）である場合、その減量認定に関しては、次のとおりとする。

- (1) 汚水排除量の認定等に関する運用細則*²に基づき汚水排除量の認定した場合は、年 1 回、使用者に対し接続状況等を確認すること。変更等が生じた場合には、速やかに発注者に対し報告するよう伝えること。また、連絡が取れない場合は、現地訪問を実施し、確認すること。

*2「汚水排除量の認定等に関する運用細則」については、別紙資料のとおり。

(水道水以外の水で使用するポンプの状況等の確認)

第 9 条 水道水以外の水を使用するために設置した揚水ポンプが故障し、地下水の使用を休止した場合は、次のとおり処理・確認を行うものとする。

- (1) 揚水ポンプの故障により、水道水以外の水の使用を止めていたが、使用者の事情によりポンプ等の設備の撤去等が出来ていないところについては、上下水道料金システム上、休止扱

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

いとすること。

- (2) 休止扱いの場合でも、故障中のポンプを直し、水道水以外の水の使用を開始していないかなど、年1回、使用者に対し電話等で確認を行ない、必要に応じて現地確認を行うこと。

(その他の業務)

第10条 汚水排除量認定業務に付帯する業務は以下のとおりとする。

- (1) 受注者から発注者へ上下水道料金システム等から出力し提供する資料については「別表3 帳票一覧表」のとおりとすること。

汚水排除量の認定に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市下水道使用料条例（平成24年松江市条例第46号。以下「条例」という。）第5条、松江市下水道使用料条例施行規程（平成25年3月28日松江市上下水道局企業管理規程第8号。以下「規程」という。）第3条及び第4条に規定する汚水排除量の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 減量認定 使用水量と汚水排除量が異なる場合に、公共下水道又は農業集落排水

処理施設又は漁業集落排水処理施設に排水されない水量の認定をいう。

(2) 私物地下水メーター 使用者が水道水以外の水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。

(3) 官物地下水メーター 管理者が水道水以外の水の汚水排除量の認定のために設置した計測器具をいう。

(水道水以外の水を使用した場合の汚水排除量の認定)

第3条 条例第5条第2項第2号のただし書きの規定により管理者が認定する計測器具により計量した水量を汚水排除量として認定する場合は、次の各号に定めるところとする。

(1) 水道水以外の水を一般家庭用として使用する使用者が計量法に基づく計測器具を設置し、その計測器具により計量した水量を汚水排除量とすることを申し出た場合。

(2) 当該下水道の使用場所に、既に計量法に基づく計測器具が設置されており、その計測器具により水道水以外の水の使用水量を計量することができる場合。

2 規程第3条第2号の規定により水道水以外の水を一般家庭用以外の用途に使用する場合は、汚水排除量の認定は、次の各号に掲げるところとする。

(1) 管理者が条例第8条第1項の規定により計測器具を設置した場合 当該計測器具により計量した水量

(2) 前項第2号を適用する場合 当該下水道の使用場所に設置された計量法に基づく計測器具により計量した水量

(3) 計測器具による計量が困難な場合 使用者の水道水以外の水の使用状況に応じた合理的な根拠により算出した水量

3 第1項第1号の規定により計測器具を設置する使用者は、松江市下水道条例（平成17年3月31日松江市条例第347号）第5条、松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年3月31日松江市条例第315号）第7条、又は松江市公設浄化槽条例（平成17年3月31日松江市条例第249号）第11条に規定する排水設備の新設等の計画の確認申請書に設置位置を記載し、管理者の確認を受けなければならない。

(私物地下水メーターの管理等)

第4条 前条第1項第1号の規定により設置した計測器具の使用者が行う管理は、次に定めるところによるものとする。

(1) 計量法に基づき適正に管理しなければならない。

(2) 当該計測器具が故障等により正常に作動しなくなった場合は、速やかに管理者に届け出るとともに計測器具を取替えなければならない。ただし、当該計測器具を廃止して規程第3条第1号の規定により汚水排除量を認定することとした場合は、この限りではない。

(3) 定例日においては、当該計測器具により計量した水量を管理者に報告しなければならない。

(官物地下水メーターの管理等)

第5条 条例第8条第1項の規定に該当する使用者は、条例第8条第2項に定めるほか、次に定めるところにより当該計測器具を管理しなければならない。

(1) 使用者は、当該計測器具の設置場所に障害物を置き、又は工作物を設ける等の行為により、計測器具の機能を阻害してはならない。

(2) 使用者は、管理者が行う検針作業に協力しなければならない。

2 当該計測器具の使用者及び設置場所の土地所有者は、管理者が行なう当該計測器具の設置及び管理について協力しなければならない。

(汚水排除量申告書に記載する水量)

第6条 汚水排除量申告書に記載する水量は、使用する水の量を計量又は算定するものとする。ただし、給水管の配管状況等により計量又は算定が困難な場合は、排出される汚水量を計量することができるものとする。

2 規程第4条第2項のただし書きの規定する現地の状況等により計測器具の設置が困難な場合は、使用者の水の使用状況に応じた合理的な根拠により算定した水量とする。

(減量認定の申請)

第7条 条例第5条第2項第4号に規定する汚水排除量の認定（以下「減量認定」という。）を受けようとする使用者は、松江市下水道条例第3条、松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第6条、又は松江市公設浄化槽条例第10条に規定する排水設備の工事を実施するまでに、汚水排除量減量認定（継続・変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 給排水管系統図（使用する水のうち下水道に排除される水の配管系統が確認できるもの）

(2) 規程第4条第1項に規定する汚水排除量申告書に記載する水量を計量するための計量法に基づく計測器具（以下「減量メーター」という。）の仕様書。ただし、減量メーターを設置する場合に限る。

(3) その他管理者が汚水排除量の認定のために必要と認めた書類

2 規程第4条第2項のただし書きを適用する場合は、前項の規定するもののほか次に掲げる書類のうち当該申請に必要な書類を提出しなければならない。

(1) 減量メーターを設置することができない理由書

(2) 下水道に排除される、又は排除されない水量を合理的に算定する方法を記載した書類

(3) 前号に規定する算定の根拠となる書類

ア 施設平面図

イ 揚水設備の仕様書及び写真

ウ 製品製造工程図及び製品含有量に関する資料

エ その他地下浸透、蒸発等の根拠となる資料

(承認)

第8条 管理者は、前条の申請があったときは、当該申請書等の内容その他必要事項を審査し、かつ必要に応じ現地調査を行ったうえ、その可否を決定し汚水排除量減量認定（継続・変更）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。なお、この規定は第10条第2項に規定する継続申請または第10条第3項に規定する変更申請があった場合にも適用するものとする。

(減量メーターの設置完了報告)

第9条 前条の承認を受けた使用者のうち減量メーターを設置した使用者は、当該メーターの写真（使用開始日の指針、検定印証、メーターと背景がわかるもの）を添付した減量メーター設置完了報告書（第3号様式）により管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、計量法に基づく減量メーターの有効期限が満了する1年前までに使用者に対しメーター交換の通知を行うものとする。

(減量認定の承認期間)

第10条 減量認定の承認期間は、承認の日から2年とする。ただし、新規に減量認定をする場合は翌年度3月31日までとする。

2 承認期間満了後、引き続き減量認定の承認を受けようとする使用者は、承認期間満了1月前までに汚水排除量減量認定(継続・変更)申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

3 使用者は、第7条に規定する減量認定の申請内容に変更があった場合は、汚水排除量減量認定(継続・変更)申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

(調査)

第11条 管理者が必要と認めた場合は、管理者は使用者へ管理者が必要と認めた書類の提出を求めることができる。

(減量認定の承認を受けた者の義務)

第12条 第8条の規定により汚水排除量の認定の承認を受けた者は、この要綱を遵守するほか、次の各号を守らなければならない。

(1) 第7条に規定する申請の関係明細の書類等については、1年間保存し、管理者が閲覧を申し出たときは、これに応じなければならない。

(2) 局職員の立入検査については、常にこれに協力しなければならない。

(3) その他、局職員の指示に従うこと。

(減量認定の承認の取消)

第13条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する認定の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により第8条に規定する認定の承認を受けたとき

(2) 認定にかかる事項を無断で変更したとき

(3) この要綱に定める義務を遵守しないとき

(4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

様式第1号（第7条関係）

汚水排除量減量認定（継続・変更）申請書

（あて先）松江市上下水道事業管理者
上下水道局長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 ⑤
電話番号
住 所
報告者 氏 名
電話番号

汚水排除量の認定に関する取扱い要綱の規定により、次のとおり汚水排除量の減量認定の適用を受けたいので、申請します。

記

お客様番号												
申請種別	☐ 新規 ・ ☐ 継続 ・ ☐ 変更											
使用場所	松江市 (事業所名：)											
使用水区分	☐ 水道水 ☐ 地下水等 ☐ 水道・地下水等 ※地下水等の種類〔(地下水・工業用水・温泉水・その他(											
減量事由	☐ 製品含有又は製品製造過程に係る減量 ☐ ボイラー及びクーリングタワーに係る減量 ☐ 地下浸透又は側溝・河川等への排水に係る減量 ☐ その他 (											
使用開始日	令和 年 月 日											
添付資料	☐ 給排水管系統図(使用する水のうち下水道に排除される水の配管系統が確認できるもの) ☐ 計量メーターの仕様書(計量法に適合している証明関係の書類) <u>〔減量メーター設置が困難な場合は、以下の書類〕</u> ☐ 減量メーターを設置することができない理由書 ☐ 下水道に排除される又は排除されない水量を合理的に算定する方法を記載した書類(次に掲げる書類) ア．施設平面図 イ．減量事由に関する資料(製品含有又は製品製造過程に係る資料として、製品製造工程図及び製品含有量に関する資料など)											

※申請者と違う事業所が使用する場合は、使用場所に事業所名を記入してください。
※減量認定の承認期間は2年間です。但し、新規の場合は承認の日から翌年度3月31日までです。

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

様式第2号（第8条関係）

松水営第 号
年 月 日

汚水排除量減量認定（継続・変更）決定通知書

様

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 氏 名 印

汚水排除量の減量について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

お客様番号													
使用場所	松江市 (事業所名)												
減量の可否 及び内容													
適用日	下水道使用開始日から												
減量認定の 承認期間	下水道使用開始日から2年間(但し、新規の場合、翌年度3月31日迄)												
備 考													

(注)

※汚水排除量減量認定(継続・変更)申請書の記載事項等に変更が生じたときは、速やかに同申請書(継続・変更)を提出してください。

松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

減量メーター設置完了報告書

(あて先)松江市上下水道事業管理者
上下水道局長

住 所
申請者 氏 名
電話番号



汚水排除量の減量認定に係る減量メーターの設置が完了しましたので、報告します。

記

お客様番号													
使用場所	松江市 (事業所名)												
設置日	令和 年 月 日												
メーター情報	個数	口径 (mm)	スタート指針 (m³)	使用期限		備 考							
	記入例	13	1 m³	2030年9月									
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
添付資料	《以下の写真を添付してください》 ①使用開始日のメーター指針(スタート指針が読み取れるもの) ②メーター検定印証(メーターの蓋の裏面にあり、有効期間が読み取れるもの) ③メーターの位置がわかるもの(メーターが写って背景が入っているもの)												

汚水排除量の認定等に関する運用細則

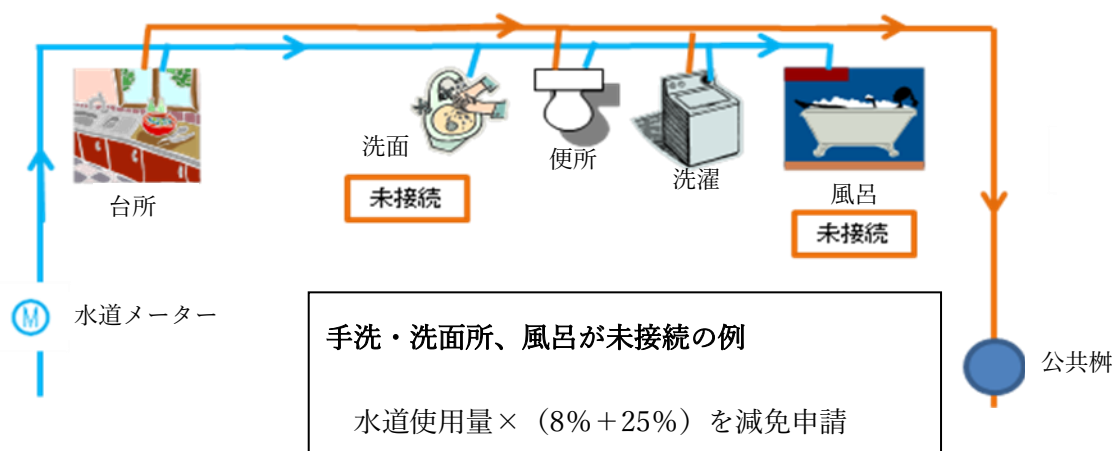
この細則は、松江市下水道使用料条例（平成24年10月5日松江市条例第46号。以下「条例」という。）並びに松江市下水道使用料条例施行規程（平成25年3月28日松江市上下水道局企業管理規程第8号。以下「規程」という。）に基づき、汚水排除量の認定等について運用上必要な事項を定めるものとする。

1. 排水設備の一部接続にかかる使用料（水道水を使用する排水設備にかかるもの）の算定について

（1）一般家庭において特定の排水設備のみを下水道に接続している場合

水道水を使用する排水設備のうち、下水道に接続していない排水設備の用途に対してあてはまる別表第1「一般家庭における用途別汚水排除量の割合」を水道水使用水量に乗じて得た水量（1 m³未満は四捨五入。）に係る下水道使用料を条例第10条に基づき減免する。

参考図 1



別表第1 「一般家庭における用途別汚水排除量の割合」

用途	基準水量 (㎡)	汚水排除量の割合 (対象建物の排水設備の設置状況に応じて、該当する割合を適用する)				
		8%				
手洗・洗面所	0.5	8%				
台所	1.4	23%				
水洗便所	1.7	28%				
風呂	1.5	25%				
洗濯	1.0	16%				
手洗・洗面所	0.5	—	11%	11%	11%	10%
台所	1.4	25%	—	32%	30%	27%
水洗便所	1.7	30%	36%	—	37%	33%
風呂	1.5	27%	32%	34%	—	29%
洗濯	1.0	18%	21%	23%	22%	—
手洗・洗面所	0.5	—	17%	17%	14%	—
台所	1.4	—	—	48%	39%	30%
水洗便所	1.7	40%	—	—	47%	37%
風呂	1.5	36%	50%	—	—	33%
洗濯	1.0	24%	33%	34%	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	16%	15%	—	14%
台所	1.4	36%	—	41%	34%	—
水洗便所	1.7	—	53%	—	41%	46%
風呂	1.5	38%	—	44%	—	41%
洗濯	1.0	26%	31%	—	24%	—
手洗・洗面所	0.5	—	33%	26%	—	—
台所	1.4	—	—	74%	45%	—
水洗便所	1.7	—	—	—	55%	53%
風呂	1.5	60%	—	—	—	47%
洗濯	1.0	40%	67%	—	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	23%	—	—	25%
台所	1.4	58%	—	48%	—	—
水洗便所	1.7	—	77%	—	63%	—
風呂	1.5	—	—	52%	—	75%
洗濯	1.0	42%	—	—	37%	—

- *1 汚水排除量の割合は、「当該用途の基準水量÷基準水量の合計」による。(％単位で小数点以下第1位を四捨五入。端数処理の関係で合計が100%でない場合がある。)
- *2 汚水排除量の割合が「—」は、対象建物に当該用途の排水設備が設けられていないこと、又は、当該用途に水道水を使用していないことを示す。
- *3 水洗便所が2つあり、うち一方が未接続の場合等、用途の一部が未接続である場合の割合は、上表の2分の1とする。(2分の1した値は四捨五入しない。)
- *4 水道と水道水以外の水を併用する用途がある場合は、当該用途の基準水量の2分の1を基準水量として、別途割合を算定する。

※ 基準水量は、各用途の1人1月あたりの使用水量で、規程第3条第1号に定める水量とする。

(*2、*3、*4について、末尾の例示参照)

(2) 一般家庭と店舗、工場等が給水装置を共同で使用し、一般家庭において特定の排水設備の

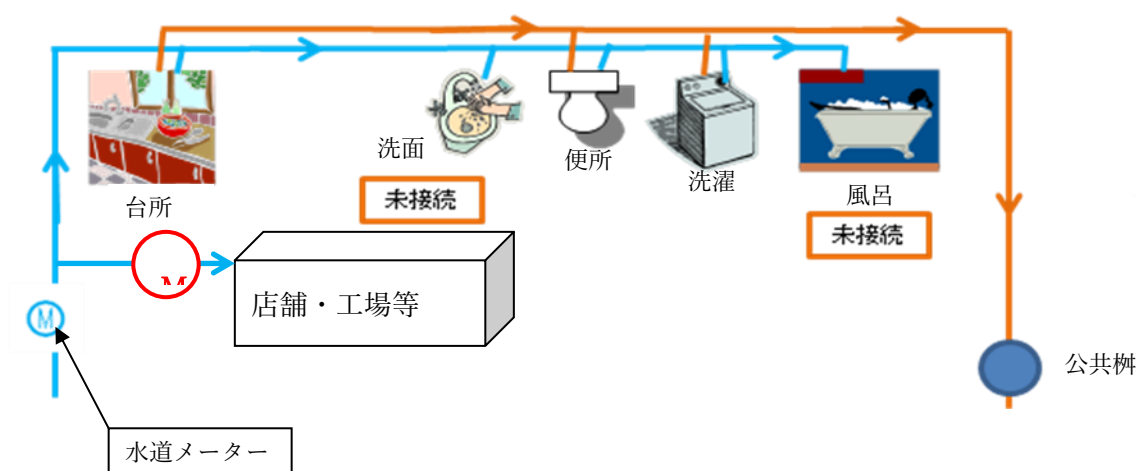
みを下水道に接続している場合

①店舗、工場等を下水道に接続していない場合

店舗、工場等で使用した水量と、一般家庭で水道水を使用する排水設備のうち、下水道に接続していない排水設備の用途に対してあてはまる別表第1「一般家庭における用途別污水排除量の割合」を水道水使用水量（店舗、工場等で使用した水量を除く。）に乗じて得た水量（1 m³未満は四捨五入。）を合計した水量に係る下水道使用料を条例第10条に基づき減免する。

この場合、店舗、工場等で使用する水道水の使用水量は、使用者が設置し管理者が認定した計測器具により計量するものとする。

参考図 2



一般家庭と店舗、工場等が給水装置を共同で使用的場合で店舗、工場等が未接続であり、かつ一般住宅の手洗・洗面所、風呂が未接続の例

店舗・工場等の使用水量（ $\textcircled{M}$ メーターで計量）と（水道使用量－店舗・工場等の使用水量） $\times$ （8%＋25%）を合計したものを減免申請する。

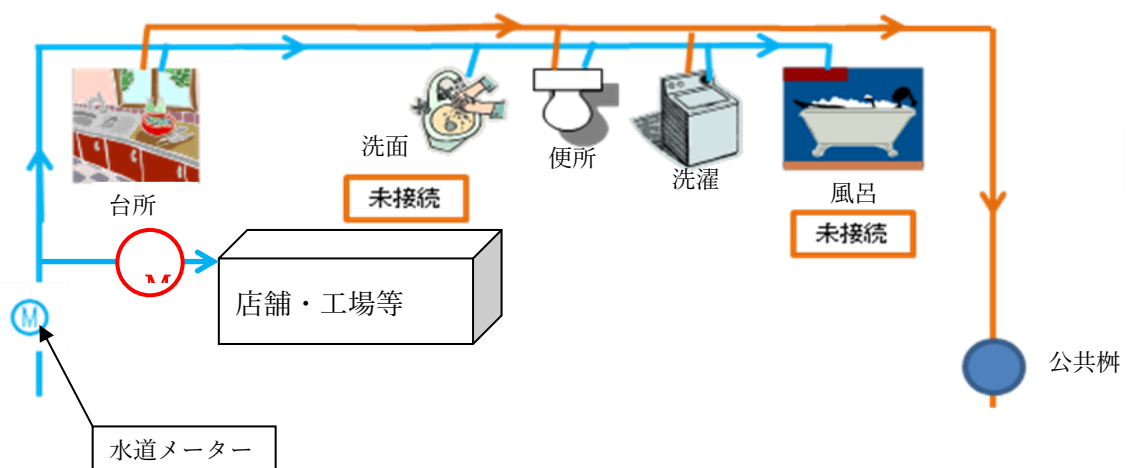
②店舗、工場等を下水道に接続している場合

一般家庭で水道水を使用する排水設備のうち、下水道に接続していない排水設備の用途に対し

てあてはまる別表第1「一般家庭における用途別汚水排除量の割合」を水道水使用水量（店舗、工場等で使用した水量を除く。）に乗じて得た水量（1 m³未満は四捨五入。）に係る下水道使用料を条例第10条に基づき減免する。

この場合、店舗、工場等で使用する水道水の使用水量は、使用者が設置し管理者が認定した計測器具により計量するものとする。

参考図3



一般家庭と店舗、工場等が給水装置を共同で使用する場合で店舗、工場等が接続されており、一般住宅の手洗・洗面所、風呂が未接続の例

(3) その他

未接続箇所に係る水量算定について、下水道への接続状況等により前号（1）から（2）によりがたい場合は使用者が設置し管理者が認定する計測器具により計量するものとする。

2. 給水装置を共同で使用している場合の使用料の算定について

共用給水装置により水道を使用する場合であって、当該共用給水装置が2戸以上の住宅専用として設置され、かつ、各戸の利用者がそれぞれ異なるときは、使用水量を各戸均等に使用したものとみなし、汚水排除量を認定する。

ただし、各々の使用水量が著しく異なる場合は、利用者が各々の水道水の使用水量を計量するため、管理者が認定した計測器具を設置し、使用水量の報告をもって汚水排除量を認定する。

このとき、排水設備が一部接続である場合には、上記汚水排除量について、前項（1）、（2）の方法により下水道使用料を減免する。

3. 汚水排除量の報告について

条例第10条に基づく減免申請を除き、使用水量の報告をもって汚水排除量を認定する場合は、認定の適用を受けている者が、原則として水道の毎定例月の5日まで、もしくは管理者が認めた日までに期間内の汚水排除量を計測器具による汚水排除量報告書（第1号様式）により報告する。

報告期限内に汚水排除量（減量）の報告がなかった場合は、当該期間に使用した水道等の全量を下水道に排出したものと認定する。

4. 減量認定の適用時期等について

減量認定は、減量認定を決定した日以降に算定する下水道使用料から適用する。

減量認定に該当しなくなったときは、該当日以後に算定する下水道使用料における減量認定は行わない。

減量認定を取り消した場合には、申請者に対して通知するものとする。

5. 減量認定の取消等について

減量認定決定者が次のいずれかに該当する場合には、減量認定の決定を取り消すものとする。

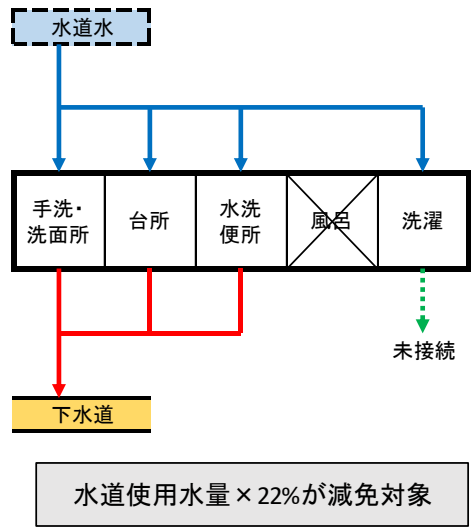
- (1) 虚偽の申請、その他不正な方法により減量認定の決定を受けたとき。
- (2) 減量認定の申請手続きを行わず、無断で施設等を変更したとき。
- (3) 減量認定の基準に適合しなくなったとき。
- (4) そのほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

この運用細則は、平成26年4月1日から適用する。

この運用細則は、令和3年12月1日から適用する。

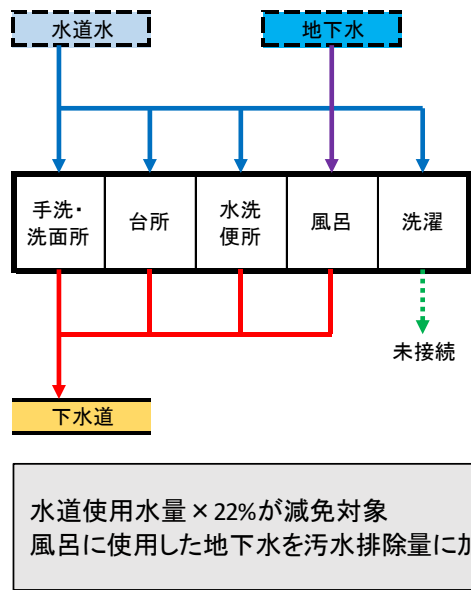
例示（＊２の場合）

○ 風呂が設置されていない建物で、洗濯が未接続の場合



用途	基準水量 (㎡)	汚水排除量の割合 (対象建物の排水設備の設置状況に応じて、該当する割合を適用する)			
		手洗・洗面所	台所	水洗便所	風呂
手洗・洗面所	0.5	8%	—	—	—
台所	1.4	23%	—	—	—
水洗便所	1.7	28%	—	—	—
風呂	1.5	25%	—	—	—
洗濯	1.0	16%	—	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	11%	11%	10%
台所	1.4	—	32%	30%	27%
水洗便所	1.7	—	36%	—	33%
風呂	1.5	—	27%	32%	29%
洗濯	1.0	—	18%	21%	22%
手洗・洗面所	0.5	—	17%	17%	—
台所	1.4	—	48%	39%	30%
水洗便所	1.7	—	40%	—	37%
風呂	1.5	—	36%	50%	33%
洗濯	1.0	—	24%	33%	—
手洗・洗面所	0.5	—	16%	15%	14%
台所	1.4	—	36%	41%	34%
水洗便所	1.7	—	53%	—	46%
風呂	1.5	—	38%	31%	41%
洗濯	1.0	—	26%	31%	24%
手洗・洗面所	0.5	—	33%	26%	—
台所	1.4	—	—	74%	45%
水洗便所	1.7	—	—	—	53%
風呂	1.5	—	—	—	47%
洗濯	1.0	—	—	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	23%	—	25%
台所	1.4	—	58%	—	—
水洗便所	1.7	—	77%	—	—
風呂	1.5	—	—	52%	75%
洗濯	1.0	—	42%	—	—

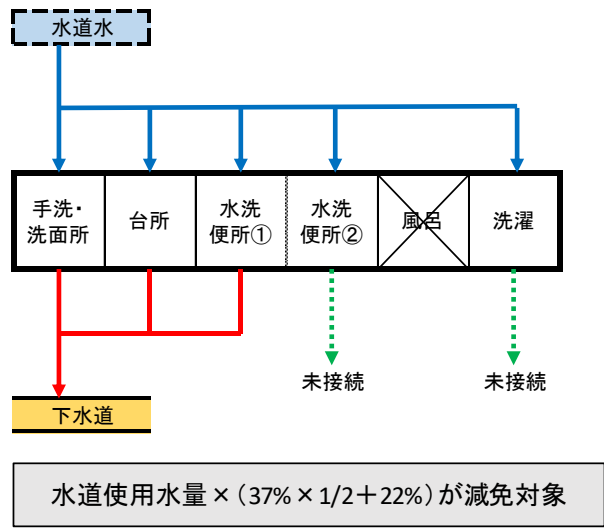
○ 地下水を風呂に使用、その他には水道水を使用し、洗濯が未接続の場合



用途	基準水量 (㎡)	汚水排除量の割合 (対象建物の排水設備の設置状況に応じて、該当する割合を適用する)			
		手洗・洗面所	台所	水洗便所	風呂
手洗・洗面所	0.5	8%	—	—	—
台所	1.4	23%	—	—	—
水洗便所	1.7	28%	—	—	—
風呂	1.5	25%	—	—	—
洗濯	1.0	16%	—	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	11%	11%	10%
台所	1.4	—	32%	30%	27%
水洗便所	1.7	—	36%	—	33%
風呂	1.5	—	27%	32%	29%
洗濯	1.0	—	18%	21%	22%
手洗・洗面所	0.5	—	17%	17%	—
台所	1.4	—	48%	39%	30%
水洗便所	1.7	—	40%	—	37%
風呂	1.5	—	36%	50%	33%
洗濯	1.0	—	24%	33%	—
手洗・洗面所	0.5	—	16%	15%	14%
台所	1.4	—	36%	41%	34%
水洗便所	1.7	—	53%	—	46%
風呂	1.5	—	38%	31%	41%
洗濯	1.0	—	26%	31%	24%
手洗・洗面所	0.5	—	33%	26%	—
台所	1.4	—	—	74%	45%
水洗便所	1.7	—	—	—	53%
風呂	1.5	—	—	—	47%
洗濯	1.0	—	—	—	—
手洗・洗面所	0.5	—	23%	—	25%
台所	1.4	—	58%	—	—
水洗便所	1.7	—	77%	—	—
風呂	1.5	—	—	52%	75%
洗濯	1.0	—	42%	—	—

例示（＊3の場合）

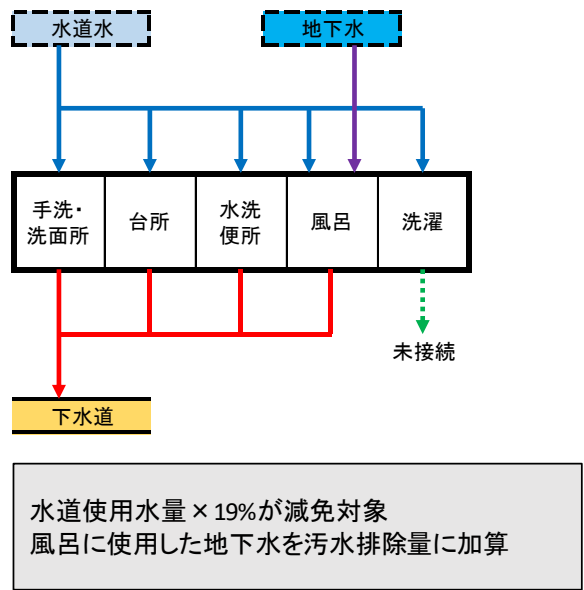
○ 風呂が設置されていない建物で、水洗便所が2つあり、そのうちの一方と洗濯が未接続の場合



用途	基準水量 (㎡)	汚水排除量の割合 (対象建物の排水設備の設置状況に応じて、該当する割合を適用する)			
手洗・洗面所	0.5	8%			
台所	1.4	23%			
水洗便所	1.7	25%			
風呂	1.5	25%			
洗濯	1.0	16%			
手洗・洗面所	0.5	—	11%	11%	11%
台所	1.4	25%	—	32%	30%
水洗便所	1.7	30%	36%	—	37%
風呂	1.5	27%	32%	34%	—
洗濯	1.0	18%	21%	23%	22%
手洗・洗面所	0.5	—	17%	17%	14%
台所	1.4	—	—	48%	39%
水洗便所	1.7	40%	—	—	47%
風呂	1.5	36%	50%	—	33%
洗濯	1.0	24%	33%	34%	—
手洗・洗面所	0.5	—	16%	15%	14%
台所	1.4	36%	—	41%	34%
水洗便所	1.7	—	53%	—	41%
風呂	1.5	38%	—	44%	—
洗濯	1.0	26%	31%	—	24%
手洗・洗面所	0.5	—	33%	26%	—
台所	1.4	—	—	74%	45%
水洗便所	1.7	—	—	—	55%
風呂	1.5	60%	—	—	—
洗濯	1.0	40%	67%	—	47%
手洗・洗面所	0.5	—	23%	—	—
台所	1.4	58%	—	48%	25%
水洗便所	1.7	—	77%	—	63%
風呂	1.5	—	—	52%	—
洗濯	1.0	42%	—	—	37%

例示（＊4の場合）

○ 風呂に水道水と地下水を併用し、その他には水道水を使用し、洗濯が未接続の場合



用途	基準水量 (㎡)	汚水排除量 の割合
手洗・洗面所	0.5	9%
台所	1.4	26%
水洗便所	1.7	32%
風呂	1.5 × 1/2 = 0.75	14%
洗濯	1.0	19%
計	5.35	100%

〇〇処理地区

第 1 号様式

報告期限：水道の毎定例月の 5 日までに必ず提出してください。
報告がない場合処理ができない場合がありますのでご注意ください。

計測器具による汚水排除量報告書（令和 年度）

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 小塚 豊 様

報告管理責任者
電 話 番 号 —

下水道汚水排除量認定等に関して、計測器具による汚水排除量を次のとおり報告します。

下水道使用者コード
設 置 場 所
使 用 者 名
計 測 器 具
報 告 区 分
松江市

検針対象月		月		月		月		月		月		月	
検針日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
〇 〇	メーター検針値	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	前回との差 (m ³)	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
〇 〇	メーター検針値	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	前回との差 (m ³)	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
〇 〇	メーター検針値	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	前回との差 (m ³)	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
〇 〇	メーター検針値	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	前回との差 (m ³)	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
検針者													

報告先：上下水道局お客さまセンター Tel 5 5—4 8 8 8 Fax 2 3—2 0 0 7